

鶴岡市告示第 74 号

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次の 1 のとおり指定し、同法第 4 条第 1 項の規定による特定工場等において発生する騒音の規制基準を次の 2 のとおり定め、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）別表第 1 号の規定により指定する区域を次の 3 のとおり指定し、騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成 12 年総理府令第 15 号）別表備考の規定により定める区域を次の 4 のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年 3 月 30 日

鶴岡市長 榎 本 政 規

1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域

次の各号に掲げる区域

(1) 第 1 種区域

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

(2) 第 2 種区域

都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

(3) 第 3 種区域

都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

(4) 第 4 種区域

都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業地域

2 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分	朝	昼間	夕	夜間
区域の区分	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午後 9 時まで	午後 9 時から 午前 6 時まで
第 1 種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 2 種区域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

3 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号の規定により指定する区域

(1) 第1種区域、第2種区域及び第3種区域

(2) 第4種区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の境界線から80メートルまでの区域

4 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の備考の規定により定める区域

(1) a区域 第1種区域

(2) b区域 第2種区域

(3) c区域 第3種区域及び第4種区域